

◎新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らしを守るための緊急要請事項◎

1. 新型コロナウイルスが原因で生活が困窮している県民に対し、「国民年金」「国民健康保険」の保険料特例減免制度はじめ、「地方税の徴収猶予」や「緊急小口資金」「総合支援資金」「住居確保給付金」等の各種支援金制度を周知させ、速やかに活用できるようにすること。そのために案内・支援のための専用のワンストップサービス窓口を県と市町村の連携で各自治体に設置すること。
2. 「緊急小口資金」等の特例貸付の再延長や償還免除対象者の拡大を国に要望するとともに、「緊急小口資金」等の貸付に関して、市町村によって対応の違いがないか県として調査し、独自施策を実施すること。
3. 生活保護申請の際の「扶養照会」については、3月30日付厚生労働省事務連絡の通り対応するよう周知徹底すること。
4. PCR検査の充実を図ること。
 - ① 無症状感染者による感染拡大を防止するためPCR検査を濃厚接触者に限定せず行うこと。
 - ② 集団感染のリスクが高い医療機関、高齢者施設、学校などでの定期的な検査を実施すること。
 - ③ 感染急増地域における網羅的な検査を実施するなどの検査体制・仕組みづくりを早期に確立し実施すること。
5. 医療、介護、福祉への思い切った財政投入を図り、医師、看護師、介護職員、生活保護担当職員等を大幅に増やすこと。
6. コロナ感染拡大防止対策の要となる保健所の増設・体制強化・人材育成など地域保健衛生施策の拡充を図ること。当面人口20万人に1ヶ所の保健所を設置すること。
7. 新型コロナウイルス感染症をこれ以上拡大させないためにも、職員が安心して職務を遂行するため正確かつ迅速な情報周知、定期的なPCR検査、予防具の確保など万全な労働安全衛生対策を行なうこと。
8. 持続化給付金の再給付や雇用調整助成金など、コロナ禍で営業危機にあるすべての中小企業・個人事業主への直接支援策の拡充・さらなる継続を国に求めるとともに県として独自施策を実施すること。

また、労働局等関係機関と相互の連携をいっそう深め、新型コロナに乗じた解雇が行われないよう指導の徹底を国に求めること。経済団体への要請を強く行うこと。
9. 国民健康保険制度の拡充、保険料（税）の納付などの対応について実態を把握し、以下のように改善すること。
 - ① 厚生労働省通達に基づき、資格証明書が発行されている被保険者に対し、直ちに短期保険証を交付すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症に罹患した国保加入者に「傷病手当金」を支給することについて国は対象を被用者しているが、事業者・フリーランスなど国保加入者すべてとするよう財政確保を国に要請すること。
 - ③ また、「傷病手当金」に対する国の財政支援の対象に「白色事業専従者および青色事業専従者も含まれていること」を県として確認し、自治体保険者に周知徹底すること。
 - ④ 相談窓口で、納税猶予、徴収猶予制度を説明し申請できるようにし、支払困難な被保険者には実態把握を行い、滞納処分の執行停止を行うなど、被保険者への対応について、自治体保険者に徹底すること。

以上